

坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、坂祝町における再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るため、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、坂祝町補助金等の交付等に関する規則(昭和50年規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 次に掲げる家屋をいう。

ア 専用住宅(常時居住の用に供する家屋をいう。)

イ 併用住宅(その一部を常時居住の用に供する家屋をいう。)

(2) 市町村税等 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に規定する市町村税及び町が個人から徴収すべき使用料、保育料、負担金等をいう。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において、補助の対象となる太陽光発電設備等(以下「補助対象設備」という。)は、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 太陽光発電設備

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 中古設備ではないこと。

ウ リース設備ではないこと。

エ 増設設備ではないこと。

オ 買替設備ではないこと。

カ 既存設備の改修ではないこと。

(2) 蓄電池

ア 商用化され、導入実績があるものであること。

イ 前号に掲げる太陽光発電設備と同時に設置する付帯設備であること。

ウ 定置用であること。

エ 中古設備ではないこと。

オ リース設備ではないこと。

カ 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。

キ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。

ク 15.5万円/kWh(工事費込み・税抜き)以下の蓄電池であること。

ケ 別記に掲げる蓄電池の仕様を満たすものであること。

コ 増設設備ではないこと。

サ 買替設備ではないこと。

シ 既存設備の改修ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 この要綱において補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象設備の購入費用及び設置に係る工事費用とする。

(補助対象者)

第5条 町長は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者(以下「補助対象者」という。)に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 坂祝町に住所を有する者、又は坂祝町に住所を有さない場合であっても坂祝町での住宅の新築等に伴って補助対象設備を設置しようとする者(ただし、補助対象設備の設置完了日までに、坂祝町に住所を変更する者に限る。)であること。
- (2) 補助対象設備を設置する住宅が、坂祝町内で自ら所有し居住する一戸建ての専用住宅であって、共同住宅及び集合住宅並びに店舗・事務所等との併用住宅でないこと。
- (3) 市町村税等を滞納していない者であること。
- (4) 補助対象設備について、国又は岐阜県から他の補助金、交付金等を受領しない者であること。
- (5) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づくFIT制度、又はFIP制度の認定を取得しない者であること。
- (6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わない者であること。
- (7) 資源エネルギー庁が策定する再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」に定める遵守事項(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)を遵守できる者であること。
- (8) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者であること。
- (9) 補助対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者であること。
- (10) 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象設備により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録を行わない者であること。
- (11) 坂祝町暴力団排除条例(平成23年条例第21号)第2条第1号から第3号までに規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 太陽光発電設備 最大出力(kW表示の小数点以下2桁未満切捨)に1kW当たり7万円を乗じた額とし、5kW相当分を限度とする。
- (2) 蓄電池 蓄電池の価格(工事費込み・税抜き)の3分の1の額(千円未満切捨)とし、5kWh相当分を限度とする。

2 補助金を交付することができる回数は、住宅1戸につき1回を限度とする。
(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る見積書の写し
- (2) 補助対象設備の設置場所及び付近の見取図
- (3) 補助対象設備の仕様書
- (4) 「FIT・FIP認定を受けないこと」、「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)を遵守すること」等に関する申請者の誓約書(様式第1号の2)
- (5) 補助対象設備の設置を行う施工業者の誓約書(様式第1号の3)
- (6) 補助対象設備で発電する電力の消費計画書
- (7) 納税証明書その他市町村税等を滞納していないことを証する書類(坂祝町に住所を有さない者であって、坂祝町での住宅の新築等に伴って補助対象設備を設置しようとする者、又は交付申請を行う年の1月2日以降に坂祝町に転入した者である場合のみ)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの
(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請を受理したときは、速やかにその内容等を審査し、補助金を交付することを決定したときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認めたときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。
(変更等の承認申請)

第9条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の通知を受けた後に補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止若しくは取下げしようとするときは坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)承認申請書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更等の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該変更等を承認すべきと認めたときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金(変更・中止・取下)決定通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 町長は、必要と認めるときは、補助事業者に対して、事業の進捗状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象設備の設置が完了したときは、速やかに坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金実績報告書(様式第6号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置に係る契約書の写し
- (2) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (3) 補助対象設備の設置に係る保証書の写し
- (4) 補助対象設備の設置に係る取扱説明書の写し
- (5) 電力会社との接続契約書、買電契約書等の写し(接続契約、買電契約等する場合のみ)
- (6) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたもの

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告書の提出を受けた場合においては、当該報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものかどうかを調査し、適正だと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金額の確定通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受けた後、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金交付請求書(様式第8号)を提出するものとし、町長はこれに基づき補助金を交付するものとする。

(財産処分等の制限)

第14条 前条の規定による補助金の交付を受けた補助事業者は、補助対象設備の法定耐用年数の期間内において、その補助対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、又は担保に供する(以下「財産処分等」という。)ときは、あらかじめ坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認申請書(様式第9号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事

由により補助対象設備を財産処分等を行う場合は、事後に当該申請書を提出することができるものとする。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該財産処分等を承認すべきと認めるときは、坂祝町太陽光発電設備等設置費補助金財産処分等承認通知書(様式第10号)により、補助事業者に通知するものとする(補助金の再確定)

第15条 補助事業者は、第12条の規定による額の確定通知を受けた後において、補助金に関して、違約金、返還金その他補助金に代わる収入があったこと等により補助金に要した経費を減額すべき事情がある場合は、町長に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第11条に準じて提出するものとする

- 2 町長は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第12条に準じて改めて額の再確定を行うものとする。

- 3 町長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を再確定した場合において、その額を超える補助金がすでに交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 4 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

第16条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令等又は法令等に基づく町長の処分若しくは指示に従わないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- 2 町長は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 町長は、前項の返還を命ずる場合は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(現地調査等)

第17条 町長は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

- 2 町長は、補助事業者に対し、必要に応じて事業の成果を示すデータの提供その他の協力を求めることができる。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金の申請書、実績報告書に関連する書類を、事業

終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、取得財産等について規則第14条で定める処分制限期間を経過しない場合においては、経過するまでの期間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月15日から施行する。

(有効期間)

2 この要綱は、岐阜県太陽光発電設備等設置費補助金制度が廃止されるまで効力を有する。